

大阪地方検察庁の特捜部主任検察官による証拠の改ざん等についての会長声明

9月10日に大阪地方裁判所で無罪判決を言い渡された厚生労働省元局長（以下「元局長」という）に対する事件（以下「元局長事件」という）について、9月21日、最高検察庁は、証拠として押収したフロッピーディスクを改ざんしたという容疑で、大阪地方検察庁特捜部の主任検事を逮捕した。

フロッピーディスクの改ざんは、その最終更新日が平成16年6月1日であったところ、これを6月8日が最終更新日であるかのように、改ざんしたというものである。元局長事件において、検察官は、「平成16年6月上旬に元局長が元係長にその証明書の作成を指示した」と主張していた。しかし、フロッピーディスクの最終更新日は平成16年6月1日とされており、このフロッピーディスクは、検察官の主張を崩す、元局長が無実であることを示す最も重要な証拠物であった。

元局長事件では、前記判決及び本年5月26日の裁判所による証拠決定において、事件関係者の捜査段階の供述録取書の記載内容の「特信性」「信用性」がことごとく否定された。さらに、その取調べメモが特捜部の取調べ検察官らによって一斉に廃棄されたとされるなど、その捜査手法に、重大な問題が存在していたことが明らかになっている。ブラックボックスの捜査過程で、事実が歪められていたことが既に裁判所によって指摘され、更に主任検察官による最重要証拠物の改ざんという事態までもが明るみとなった。供述の信用性が否定された際によりどころとなる証拠物の改ざんは、悪質という言葉では評価できないほど恐ろしいことである。本件フロッピーディスクの改ざんは、元局長を冤罪に貶める重大な危険性を孕んでいたことはいままでもない。

報道によれば、このフロッピーディスクの改ざんの実態については、本年1月末の元局長事件の第1回公判期日直後、公判立会検察官が知るところとなり、その立会検察官は、この件を特捜部の副部長に報告し「公表すべきである」と進言したにもかかわらず、特捜部の部長と副部長は、主任検察官から形ばかりの聴き取りを行い、「問題なし」として処理することとし、この事実を公表することなく、元局長事件の公判遂行の間、そのまま隠蔽されていたというのである。そうだとすると、検察庁は、元局長事件では、検察庁自身が架空であることを認識していた少なくとも容易に認識しえたストーリーの立証に、組織として固執し続けていたといわなければならない。

当会は、主任検察官による証拠の改ざんについてのみならず、その後も、検察庁が組織的にその事実を隠蔽し元局長事件において有罪立証を維持したことについて強く抗議するものである。

また、本件では、このような深刻な事情があるにもかかわらず、最高検察庁が単独で捜査を行っている。今回の大阪地方検察庁を中心とする検察の対応が、刑事司法の廉潔性を踏みにじり、市民の刑事司法制度に対する信頼を根幹から裏切る行為であることは明らかである。本件証拠の改ざんはこの事実の隠蔽は、「正義」「真実」という指標を失わせたものであり、もとより一主任検事の問題ではなく、検察というシステム全体の問題である。

問題の根は、極めて深い。当会は、本件を第三者の関与しない最高検察庁の捜査のみで完結させようとすることに對して、大きな問題点があることを指摘せざるをえない。

そもそも、かねてから日弁連や当会が主張していたように、検察庁は、捜査過程をブラックボックスにするというシステム自体を根本的に改め逮捕・勾留されたすべての被疑者等の取調べの全過程を録画・録音して、これを可視化するとともに、客観的証拠の収集・保管の過程を検証可能として、その捜査過程を可視化する制度構築に真剣に取り組む必要がある。

当会は、本件を契機に、検察庁が市民の、検察庁・検察官に対する信頼を回復するためにも、第三者が参加した機関による徹底的な調査をし、真相究明と再発防止を図るとともに、被疑者等の取調べの全過程を録画・録音によって可視化するなど客観的証拠の収集・保管の過程を検証可能なものとして、その捜査過程を可視化する制度構築に真剣に取り組む事を、強く求めるものである。

2010年（平成22年）9月29日

大阪弁護士会
会長 金子武嗣